

第 17 号議案

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基づき」を「従い」に改める。

第3条第2項中「市長が」を削り、「と認めた」を「があると認められる」に改める。

第4条第1項ただし書中「により市長の」を「による」に改め、同条第2項中「市長が」を削り、「と認めた」を「があると認められる」に改める。

第5条第1項ただし書中「市長が」を削り、「認めた」を「認められる」に改め、同条第2項第3号中「市長が入所を」を「入所が」に、「認めた」を「認められる」に改める。

第6条中「市長」を「規則で定めるところにより、入所」に改める。

第6条の2第1項中「市長は、前条」を「前条」に、「認める」を「認められる」に改め、同条第2項中「市長」を「規則で定めるところにより、利用」に改める。

第7条第1項第2号及び同条第2項第2号中「入所児童」の次に「の保護者及び当該入所児童」を加える。

第8条中「市長は、入所児童」を「入所児童」に、「」については「」は」に、「ところにより」を「額を」に改め、同条第1号中「市長が認めたとき。」を「認められるとき」に、「免除」を「当該育成料又は当該延長育成料の額」に改め、同条第2号中「とき。」を「とき」に、「を免除」を「の額」に改める。

第9条ただし書中「市長が」を削り、「認めた」を「認められる」に改める。

第10条第1項中「市長に」を「規則で定めるところにより」に改める。

第11条第1項中「市長は、入所児童」を「入所児童」に、「認めたときは、入所」を「認められるときは、規則で定めるところにより入所」に改める。

別表東大和市立学童保育所第四クラブの項の次に次のように加える。

東大和市立学童保育所第四クラブ四小 内育成室	東大和市狭山5丁目1038番地
---------------------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、

なお従前の例による。

- 3 令和4年4月以後の月分の育成料又は延長育成料の決定又は免除は、この条例の施行の日前においても、改正後の第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。